

## 宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業補助金交付要綱

平成22年 3月23日告示第 44号  
改正平成23年 7月 5日告示第 92号  
改正平成28年12月 7日告示第192号  
改正平成30年 6月21日告示第202号  
改正令和 2年10月 1日告示第156号  
改正令和 4年 3月22日告示第 54号  
改正令和 6年 1月29日告示第 14号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域自治組織が地域課題の解決や地域の融和、連帯感の醸成を図るため、その活動拠点となる施設（以下「集会施設」という。）の整備を行うために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域自治組織 宮古市協働推進条例（平成20年宮古市条例第31号）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 集会施設 会議又は集会に必要な機能を備え、地域自治組織が独自に取得及び管理する施設をいう。

(事業共同実施)

第3条 複数の地域自治組織が共同でこの事業を実施しようとする場合は、いずれか一の地域自治組織を実施主体とする。この場合において、他の地域自治組織も補助を受けたものとみなし、第8条の規定の適用を受けるものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域自治組織が行う次の事業とする。

- (1) 新築工事事業 集会施設の新たな建設、又は既設の集会施設の全部を建て替える事業
- (2) 既存施設買取り事業 集会施設として利用するために、空店舗や空住宅を買取る事業
- (3) 改修工事事業 既設の集会施設の一部を機能向上、床面積増加等の改善をし、又は修繕する事業
- (4) 水洗化工事事業 公共下水道、集落排水及び浄化槽等への接続に伴う水洗化工事事業

(5) 備品購入事業 別表に規定するもののうち、集会施設の整備に必要であると市長が認めるものであって、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が10万円以上の事業

(6) 解体工事事業 既存の集会施設を解体する事業

2 前項第1号及び第2号の事業は、会議又は集会に必要な機能を備えている部屋の床面積の合計が33平方メートル以上の事業であって、かつ、当該用地の所有者の同意を得ているものでなければならない。

3 第1項第2号の事業の実施主体は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により認可を受けた地縁による団体でなければならない。

4 第1項第3号及び第4号の事業は、補助対象経費が20万円以上の事業でなければならない。

(複数事業の実施)

第5条 地域自治組織は、次に掲げる場合の事業の補助を同時に受けることができる。

(1) 前条第1項第1号の事業を実施する場合に同項第5号の事業を実施する場合

(2) 前条第1項第2号から第5号までの事業をそれぞれ同時に実施する場合

(3) 前条第1項第1号の事業を実施する場合に同項第6号の事業を実施する場合

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、第4条第1項各号に掲げる事業の実施に要する経費(同項第1号から第4号までの事業にあつては、本体工事費のほか、付帯する電気設備、給排水衛生設備工事費を含む。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は他の地方公共団体及び財団法人自治総合センターからの補助対象事業に係る経費の助成金、火災保険及び物件移転補償等による補償金を受ける場合は、当該助成金及び補償金の額を控除した額を補助対象経費とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 土地の購入又は借入に要する経費

(2) 既存の建物の移転に要する経費

(3) 外構工事及び造成工事に要する経費

(4) 物置、門、塀等の付帯工事に要する経費

(5) 設計及び建築確認に要する経費

(6) 不動産取得契約及び登記手続きに要する経費

(7) その他の事務経費及び公租公課

(8) その他市長が不相当と認めた経費  
(補助額等)

第7条 補助率及び補助限度額は、補助対象事業の区分に応じ、次のとおりとする。

区分	補助率	補助限度額
新築工事事業	10分の10	1,000万円
既存施設買取り事業	2分の1	1,000万円
改修工事事業	4分の3	300万円
水洗化工事事業	4分の3	100万円
備品購入事業	2分の1	50万円
解体工事事業	10分の10	300万円

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(再補助の制限)

第8条 この告示により補助を受けた事業に係る再度の補助（以下「再補助」という。）については、当該補助を受けた年度を初年度として、新築工事事業及び既存施設買取り事業にあつては40年間、改修工事事業及び備品購入事業にあつては5年間、これを行わないものとする。ただし、災害その他の止むを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

2 水洗化工事事業及び解体工事事業については、再補助を行わないものとする。  
(事前協議)

第9条 地域自治組織の代表者（以下「申請者」という。）が、事業を実施しようとする場合は、宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業補助金交付申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、事前協議をしなければならない。

- (1) 宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業実施予定書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し
- (3) 設計図（平面図、立面図、配置図）
- (4) 位置図
- (5) 用地確保を証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付申請)

第10条 前条第1項に規定する事前協議を行ったうえで、申請者が事業に係る補助金の交付申請をしようとするときは、宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長

に提出しなければならない。

- (1) 宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業実施計画書（様式第4号）
- (2) 宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業収支予算書（様式第5号）
- (3) 見積書の写し
- (4) 設計図（平面図、立面図、配置図）
- (5) 位置図
- (6) 用地確保を証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（計画の変更等）

第12条 申請者は、交付決定を受けた後、対象事業の変更、中止又は廃止をしようとするときは、事前に宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に必要な応じて第9条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、その適否を決定し、宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業補助金交付変更（中止・廃止）決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（工事の着手）

第13条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第11条に規定する決定通知を受けた後でなければ事業に係る契約の締結及び工事に着手することができないものとする。ただし、災害その他の止むを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

（前金払）

第14条 市長は、第11条に規定する交付決定後において特に必要があると認めるときは、交付決定者の申請に基づき第4条第1項第1号、第3号及び第4号にあっては当該決定額の5分の3以内の額を、第4条第1項第2号及び第5号にあっては当該決定額の一部又は全額を前金払することができるものとする。

2 交付決定者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、宮古市地域自治

組織活動拠点施設整備支援事業補助金前金払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 規則第13条の規定による報告は、次に掲げる書類の提出によるものとする。

- (1) 宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業補助金実績報告書（様式第10号）
- (2) 宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業実績書（様式第11号）
- (3) 宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業収支精算書（様式第12号）
- (4) 対象経費の請求書又は領収書の写し
- (5) 事業の状況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第16条 規則第14条本文の規定による通知は、宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業補助金額確定通知書（様式第13号）によるものとする。

（補助金の請求）

第17条 規則第16条本文の規定による請求は、宮古市地域自治組織活動拠点施設整備支援事業補助金交付請求書（様式第14号）によるものとする。

（補則）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 宮古市地区会館等整備事業費補助金交付要綱（平成17年宮古市告示第104号）は、廃止する。
- 3 東日本大震災により被害を受けた集会施設に係る第4条第1項第3号に掲げる改修工事事業（修繕する事業に限る。）の補助率の適用については、平成23年度から平成25年度までの間に交付する補助金に限り、第7条第1項の表改修工事事業の項中「2分の1」とあるのは「10分の9」と、「150万円」とあるのは「300万円」とする。
- 4 平成28年台風第10号豪雨災害により被災した集会施設に係る第4条第1項第3号に掲げる改修工事事業（修繕する事業に限る。）の補助率の適用については、平成29年8月30日までに申請のあった補助金に限り、第7条第1項の表改修工事事業の項中「2分の1」とあるのは、「10分の9」とする。
- 5 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染

症をいう。)の感染防止対策に係る第4条第1項第5号に掲げる備品購入事業(エアコンを設置していない集会施設において、別表に掲げる冷暖房機器のうち新規にエアコンを設置する場合に限る。)に対する令和2年度分の補助金の交付に係る補助率の適用については、第7条第1項の表備品購入事業の項中「2分の1」とあるのは「10分の9」とする。

附 則

この告示は、平成23年7月5日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年12月7日から施行し、平成28年8月30日から適用する。

附 則

この告示は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年3月22日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年1月29日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	備 品 名
家具	机、椅子、キャビネット、ホワイトボード、黒板
放送受信機器等	テレビ、ラジオ、拡声機器
冷暖房機器	エアコン、クーラー、ストーブ
その他	座布団、カーテン、簡易物置